

畜産農家の皆様へ

家畜診療所の夜間診療の原則廃止と 時間外(夜間・休日)料金の改定について

日頃は、家畜共済事業の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、家畜診療所の獣医師不足に伴い、時間外診療(夜間・休日の診療)への対応が難しくなっています。特に、夜間の診療については、獣医師が家畜診療所に宿直して対応していますが、3日に1回の宿直が続いており、過酷な労務環境となっています。

つきましては、労務環境の改善に向けて、宿直を廃止、自宅待機に変更するとともに、不要不急の診療を抑制するため、下記のとおり診療料金を改定させていただきますこととなりました。経営環境が厳しさを増す中ではありますが、何卒、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、夜間診療については、担当獣医師の判断により、翌日以降の往診になる場合もございますので、ご了承いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 診療料金(消費税込み)の改定等

(1) 時間外(夜間・休日)料金の改定

- ① 17時から翌日8時30分間の診療依頼に対する時間外料金を下記のとおり改定いたします。

診療時間	改定前	改定後
夜間<深夜を除く> (17:00~翌日8:30)	2,000円/件	11,000円/頭
深夜 (22:00~翌日5:00)	4,000円/件	22,000円/頭

- ② 休日の診療依頼に対する時間外料金を下記のとおり改定いたします。

診療時間	改定前	改定後
休日(8:30~17:00)	0円/件	5,500円/頭

- (2) 家畜診療所での宿直は廃止し、自宅待機に変更します。

- (3) 改定時期 **令和5年4月1日**